

兵庫県公報

令和6年3月29日 金曜日 第13号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 兵庫県立総合射撃場管理規則（自然鳥獣共生課）	1

公布された法令のあらまし

◎兵庫県立総合射撃場管理規則（規則第6号）

兵庫県立総合射撃場の管理に関して、休場日、開場時間、入場者の遵守事項、施設の利用の許可に係る手続等について定めることとした。

規 則

兵庫県立総合射撃場管理規則をここに公布する。

令和6年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第6号

兵庫県立総合射撃場管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、兵庫県立総合射撃場の設置及び管理に関する条例（令和6年兵庫県条例第22号。以下「条例」という。）第8条及び公の施設の指定管理者の指定等に関する条例（平成16年兵庫県条例第2号）第4条の規定に基づき、兵庫県立総合射撃場（以下「射撃場」という。）の管理に関して必要な事項を定めるものとする。

(休場日)

第2条 射撃場の休場日は、次に掲げる日とする。

(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この号において「休日」という。）に当たるときは、その翌日以降の日のうち休日に当たらない最初の日）

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの間において、知事が定める日

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する休場日を変更し、又は臨時の休場日を定めることができる。

(開場時間)

第3条 射撃場の開場時間は、9時30分から17時まで（10月から翌年3月までの期間にあつては、9時30分から16時まで）とする。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する開場時間を変更することができる。

(遵守事項)

第4条 射撃場に入場した者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 所定の場所以外において喫煙し、又は火気を使用しないこと。

(2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となるおそれがある物品、動物等を携帯しないこと。

(3) 騒音又は怒声を発し、暴力を用い、その他他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(4) 酒気を帯びて射撃場の施設を利用しないこと。

(5) 利用の許可が必要とされている射撃場の施設を許可なしに利用しないこと。

(6) 許可なしに、物品の販売、宣伝その他これらに類する行為をしないこと。

(7) 許可なしに、宣伝文、ポスター、ビラ等を配布し、若しくは掲示し、又はくぎ等を打たないこと。

- (8) 射撃場の施設に特別の設備、装飾等をしないこと（第9条第1項の規定により知事の承認を受けて行う場合を除く。）。
- (9) みだりに共用の場所に物品を放置しないこと。
- (10) 前各号に掲げる事項のほか、射撃場の管理上必要な指示に従うこと。
(入場の拒否等)

第5条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対して、入場を拒否し、又は退場を命ずることができる。

- (1) 他人に著しい迷惑をかけるおそれがあると認められる者
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがある者その他前条の規定に違反し、又はそのおそれがある者
(利用の許可の申請)

第6条 条例第4条第1項の規定により射撃場の施設を利用しようとする者は、兵庫県立総合射撃場利用許可申請書（様式第1号）又は兵庫県立総合射撃場利便施設事業申請書（様式第2号）（以下これらを「利用許可申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

- 2 兵庫県立総合射撃場利便施設事業申請書には、利便施設の利用計画を記載した図面その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。
- 3 兵庫県立総合射撃場利用許可申請書は、射撃場の施設を利用しようとする日の1年前の日の属する月の初日から受け付けるものとする。ただし、知事が管理上支障がないと認めるときは、この限りでない。
(利用の許可の基準)

第7条 知事は、利用許可申請書を受理した場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、条例第4条第1項の許可（以下「利用許可」という。）をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 射撃場の施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、射撃場の管理上支障があるとき。

(利用の許可等)

第8条 知事は、利用許可申請書を受理した場合において、利用許可を決定したときは、兵庫県立総合射撃場利用許可書（以下「利用許可書」という。）を当該申請をした者に交付するものとする。

- 2 知事は、利用許可申請書の提出があった場合において、その内容が前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、その理由を付して当該申請をした者に文書で不許可の通知をするものとする。
(設備等の設置の承認等)

第9条 利用許可を受けた施設に、特別の設備、装飾等しようとする者は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認を受けた者は、その利用の終了後、速やかに当該設備、装飾等を撤去し、原状に回復しなければならない。
(利用の変更)

第10条 利用許可書の交付を受けた者は、利用の内容を変更しようとするときは、あらかじめ兵庫県立総合射撃場利用内容変更承認申請書（様式第3号）又は兵庫県立総合射撃場利便施設事業内容変更承認申請書（様式第4号）（以下これらを「利用内容変更承認申請書」という。）に、既に交付を受けた利用許可書その他知事が必要と認める書類を添えて、これを知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 知事は、利用内容変更承認申請書を受理した場合において、当該申請の内容がやむを得ないものであると認めるときは、これを承認するものとする。この場合においては、第8条第1項の規定を準用する。
- 3 知事は、射撃場の管理上必要があると認めるときは、前項の規定による承認に条件を付することができる。
- 4 利用許可書の交付を受けた者は、その者の住所又は氏名（法人又は団体にあつては、所在地又は名称）を変更したときは、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。
(利用料金の基準額)

第11条 条例別表に規定する規則で定める額は、別表に定めるとおりとする。

(管理)

第12条 条例及びこの規則に基づく知事の権限のうち、条例第7条第3項及び第4項の規定並びに次条の規定に基づく権限以外の権限は、条例第7条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が行うものとする。ただし、第2条第1項第2号及び第2項並びに第3条第2項の規定に基づく権限については、

指定管理者が、あらかじめ知事に協議して行うものとする。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、射撃場の管理に関して必要な事項は、指定管理者が知事の承認を受けて定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表 (第11条関係)

附属設備	基準額
クレー放出機	クレー1枚につき 68円

様式第1号（第6条—第8条関係）

兵庫県立総合射撃場利用許可申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） —

電子メール

利 用 の 目 的				
利 用 の 日 時		年 月 日 時から 時まで		
利 用 人 員		一般 人（うち学生 人） 県外 人（うち学生 人）		
利用する 施設の名称	クレー射撃場 （クレー放出機を 含む。）	<input type="checkbox"/> 共同利用		
		専用利用	<input type="checkbox"/> トラップ射場	
			<input type="checkbox"/> トラップ・スキート併用射場	
	ライフル射撃場	固定標的	<input type="checkbox"/> 共同利用	
			<input type="checkbox"/> 専用利用	
		<input type="checkbox"/> 移動標的		
	空気銃射撃場	<input type="checkbox"/> 共同利用		
		<input type="checkbox"/> 専用利用		
	<input type="checkbox"/> ビームライフル射撃場			
	会 議 室	<input type="checkbox"/> 会議室A		
<input type="checkbox"/> 会議室B				
<input type="checkbox"/> 処理加工室				
備	考			

注 1 については、該当するものに「レ」を記入してください。

2 「学生」とは、大学、高等学校、中学校、小学校及びこれらに準ずる学校の学生、生徒又は児童をいう。

様式第2号（第6条—第8条関係）

兵庫県立総合射撃場利便施設事業申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

.....
氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

.....
電話（ ） —

.....
電子メール

利 便 施 設 の 用 途	
事業を行おうとする利便施設	
事業を行おうとする期間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	

注 自動販売機の設置の事業を行おうとする場合には、利便施設の用途の欄に、設置する自動販売機の台数を付記してください。

様式第3号（第10条関係）

兵庫県立総合射撃場利用内容変更承認申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ）

電子メール

事項	変更前		変更後	
利用の目的				
利用の日時	年 月 日 時から 時まで		年 月 日 時から 時まで	
利用人員	一般 人（うち学生 人） 県外 人（うち学生 人）		一般 人（うち学生 人） 県外 人（うち学生 人）	
変更の内容 利用する施設の名称	クレー射撃場 （クレー放出機を含む。）	<input type="checkbox"/> 共同利用	クレー射撃場 （クレー放出機を含む。）	<input type="checkbox"/> 共同利用
		専用利用		専用利用
		<input type="checkbox"/> トラップ射場		<input type="checkbox"/> トラップ射場
		<input type="checkbox"/> トラップ・スキート併用射場		<input type="checkbox"/> トラップ・スキート併用射場
	ライフル射撃場	固定標的	ライフル射撃場	固定標的
		<input type="checkbox"/> 共同利用 <input type="checkbox"/> 専用利用		<input type="checkbox"/> 共同利用 <input type="checkbox"/> 専用利用
		<input type="checkbox"/> 移動標的		<input type="checkbox"/> 移動標的
	空気銃射撃場	<input type="checkbox"/> 共同利用	空気銃射撃場	<input type="checkbox"/> 共同利用
<input type="checkbox"/> 専用利用		<input type="checkbox"/> 専用利用		
	<input type="checkbox"/> ビームライフル射撃場		<input type="checkbox"/> ビームライフル射撃場	
会議室	<input type="checkbox"/> 会議室A	会議室	<input type="checkbox"/> 会議室A	
	<input type="checkbox"/> 会議室B		<input type="checkbox"/> 会議室B	
	<input type="checkbox"/> 処理加工室		<input type="checkbox"/> 処理加工室	
変更の理由				

注 1 については、該当するものに「レ」を記入してください。

2 「学生」とは、大学、高等学校、中学校、小学校及びこれらに準ずる学校の学生、生徒又は児童をいう。

様式第4号（第10条関係）

兵庫県立総合射撃場利便施設事業内容変更承認申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

.....
氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

.....
電話（ ） —

.....
電子メール

	事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 の 内 容	利便施設の用途		
	事業を行おうとする 利便施設		
	事業を行おうとする 期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
	そ の 他		
変 更 の 理 由			

注 自動販売機の設置の事業を行おうとする場合には、利便施設の用途の欄に、設置する自動販売機の台数を付記してください。